

現場代理人の常駐義務の緩和について

小山市建設工事請負契約書第 11 条に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 緩和措置の内容

(1) 工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととする。

ア. 工事の全部の施工を一時中止している期間

イ. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

ウ. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間

エ. 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 他の工事との兼務を認める措置

小山市が発注する工事で、以下のすべての要件を満たす場合は、原則として、2 つまでの工事について、現場代理人の兼務を認めることとする。

ア. 兼務できる工事は、いずれの工事も請負代金額 4,500 万円未満であること。

イ. 小山市が兼務を認められないと判断した工事でないこと。

(附則)

平成 28 年 6 月 1 日以降に発注する工事から適用する。

(附則)

令和 5 年 1 月 1 日以降に発注する工事から適用する。

(附則)

公布の日から施行する。